

議会運営委員会報告に係る会派会長会議（議員定数検討会議）

会議議長報告

平成22年2月24日

それでは、私のほうから、議員定数の検討結果につきまして、今日までの経過を含めまして、報告をさせていただきたいと思います。

昨年、平成21年の6月26日に開催されました議会運営委員会におきまして、議長から議会運営の見直しに向けた取り組みの中で、議会運営の根幹をなす議員定数についてそのあり方について検討され、平成21年中にはその結論を出されるよう諮問がなされました。議会運営委員会における協議の結果、具体的な協議・検討に関しては、会派会長会議で行うこととし、各会派の幅広い御意向を伺うという観点から、各会派の幹事長も参加することが決定されたところであります。

この決定を受けまして、早速、同年6月29日に第1回目の会派会長会議を開催し、不肖私が会議議長に選出され、今後の進め方等については、月1回のペースで協議して行くことを確認したところであります。

同年7月22日開催の第2回目におきましては、この会派会長会議の検討内容を市民の皆様にもわかりやすくするためにも、本検討会議に議員定数検討会議という呼称を設けるとともに、副会議議長として山中議員を選出し、協議・検討に向け体制を整えたところであります。

その後、これまで12回にわたり議員定数検討会議を開催し、各種資料に基づき詳細かつ多角的に情勢分析をいたし、住民自治の根幹をなす地方議会の役割、本市を取り巻く社会・経済環境等について慎重なる検討・協議を行ったところであります。

なお、議長からは昨年中にはその結論を出すよう諮問がなされていたところでありますが、議員定数のあり方については、先ほども申しあげましたとおり、詳細かつ多角的に協議した結果、今日に至ったものでありますことを申し添えたいと思います。

以上、今日までの経過を御説明申しあげましたが、具体的検討・協議内容と結果について御報告申し上げます。

市町村議会の議員定数は、地方自治法第91条の規定により、人口段階ごとに定められた人数を上限に、各市町村の条例で定めることとしており、本市は、人口5万人以上10万人未満の市に該当し、法定上限数

は30人であります。

現在、本市の議員定数は、今日まで本市の人口動向や行財政改革等の取り組み状況を踏まえ、議会として主体的に見直しを図ってきており、平成7年、平成11年と削減を行い、平成19年の選挙時からは24人としております。この24人は、法定上限数から6人の削減で、全国の類似都市との比較においては、削減率としては高い水準に位置しております。

また、本市の人口を見ると、12月末現在、9万5千6百人あまりであり、前回、定数を見直した17年3月時点の9万9千百人あまりから、約3千5百人、3.5%の減となっており、近年、減少率は小さくなったものの、依然として人口減少が続いている状況にあります。

加えて、昨年3月に公表された本市の「一般会計財政の見通し」では、今後も、依然として厳しい財政状況が続くと推計されており、市は、平成22年度予算編成において、当初見込まれた5億円の収支不足の解消に、相当な苦労があったものと推察しております。

本市は、昭和54年から継続して行財政改革に取り組み、今後も、財政基盤の確立、組織のスリム化、市民協働推進の3点を基本に、「新行財政改革」が進められようとしております。

今後の自治体は、さらなる地方分権社会へと進展し、地域自らの権限と責任が大きく求められるところであり、自治体の議事機関、意思決定機関である議会の役割は、ますます重要になっていくものと考えられます。

しかしながら、本市の財政・人口状況や行財政改革への取り組みに思いをいたすとき、定数削減は避けて通ることのできない課題と捉え、本市議会として自ら率先し、議員定数の削減を実施すべきものと判断したところであります。

具体的な議員定数削減の検討・協議内容ではありますが、協議に際しましては、先ほど述べましたとおり、地方分権社会の進展により、自治体の議事機関、意思決定機関である議会の果たす役割が重要となっていくことを踏まえつつ、大きく分けて3点の項目について協議・検討を行いました。

1つ目として、各種データに基づく現状分析として、別紙1から別紙5の資料などを参考に、

- ①全国の類似都市の議員定数及び、議員1人当たりの人口の比較
- ②道内各市及び近隣市の議員定数の状況
- ③議会運営に要する議員報酬、政務調査費等についての他都市との比較などを行うとともに、

2つ目として、本市のこれまでの議会改革に向けた取り組み状況として、

政務調査費収支報告や議員の政治活動に関する事項のホームページへの掲載など開かれた議会の推進について協議を重ねたところであり、

3つ目として、地方分権社会の議会のあり方として、

- ①広域行政や定住自立圏構想の推進を見据え、複数の自治体を1つの圏域と捉えた場合の、スケールメリットを生かした自治体運営や住民サービスと議員定数のスリム化
- ②一方、地方分権社会の進展に伴い、地方自治体の処理する事務の増加及び責任領域の拡大により監視機能など議会機能のさらなる充実・強化が求められること

などを踏まえ検討・協議したところであります。

その結果、先に述べた情勢分析等を踏まえ、削減すべきでないという一部意見がございましたものの、本検討会議の結論といたしましては、2人減が妥当なものと決定した次第であります。

本市議会は、これまで、幾度となく、議会改革、議会運営の見直しを行なってきたり、現任期中においても、市民にわかりやすい議会運営、審議機能の強化等を目指して、一問一答制の導入と質問回数制限の撤廃、議員全員制による予算、決算の審査等を実施するとともに、常任委員会の定例開催導入決定などを行ってきたところであります。

今後とも、これら、議会改革、議会運営の見直しを進めることや、議員一人ひとりがこれまで以上に、議員活動の充実に努力することにより、議会本来の機能を果たすことができるものと確信いたします。

最後になりますが、山中副会議議長をはじめ、各会派の会長、幹事長の皆様方には9ヶ月にわたり真摯な御議論と御協力をいただき、ここに報告ができましたことを感謝申し上げますとともに、心から厚く御礼を申し上げます、報告とさせていただきます。

以上であります。